

# 安全で快適なまちを目指して

## 狭い道路の拡幅整備を進めています



細街路拡幅整備事業で拡幅した道路

新宿のまちには、現在も幅4m未満の細街路(狭い道)が多く残っています。細街路の拡幅を進めることは、災害時の避難路や緊急自動車の進入路の確保など、まちの安全性を高め、快適な生活を送るための基礎的な都市基盤の整備につながります。

近年、大きな地震災害なども発生し、細街路の拡幅整備の必要性はより大きくなっています。今後も

細街路の整備にご協力をお願いします。

今回は、細街路拡幅整備事業と細街路沿道整備事業の概要を紹介します。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)3733 へ。

### 細街路拡幅整備事業

#### ▶ 拡幅整備の対象

幅が4m未満の細街路(建築基準法第42条2項に基づく道路)(注1)と角地のすみ切り(注2)

#### ▶ 事前協議制度

建築主の方は、建築確認申請等を行う30日前までに、拡幅整備の事前協議書を区に提出します。その後、区と拡幅整備区域の範囲・整備方法、整備後の管理方法等を協議します。

#### ▶ 拡幅整備に対する助成制度

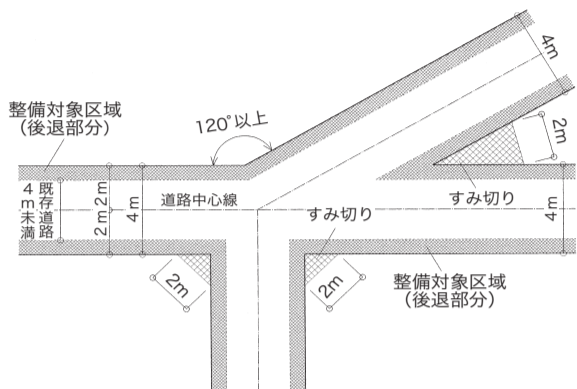
建築主の方に一定の条件のもとで、一部を助成します。

① 拡幅整備区域の土地を寄付する場合、土地の測量

費、② 拡幅整備区域の土地と道路の高低差が1m以上ある場合これを整地するための工事費、③ 拡幅整備区域の土地と道路の高低差が1m以上あり、後退部分に擁壁がある場合、擁壁の撤去費、④ 拡幅整備区域の土地にある樹木を移植する場合、樹木の移植費

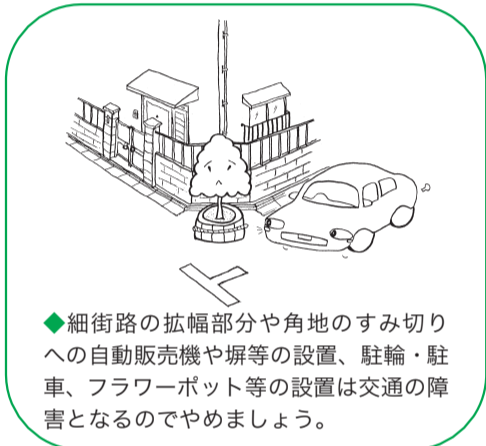
#### ▶ 私道のトラブル防止効果

私道を区道にすることでトラブル(道路の維持管理や通行妨害など)防止に役立ちます。区道にするためには、通り抜けができる道路であること、沿道関係者全員の合意が得られていることなど、一定の要件があります。詳しくはお問い合わせください。



(注1) 建築基準法第42条2項に基づく道路…建築基準法第42条は、道路の幅を最低4mとしています。基準時(昭和25年)に、1.8m以上4m未満の細街路は「2項道路」といい、この道路に接する敷地に建築する建物や塀などは、建て替えの際に、道路の中心線から2m以上後退することが必要です。

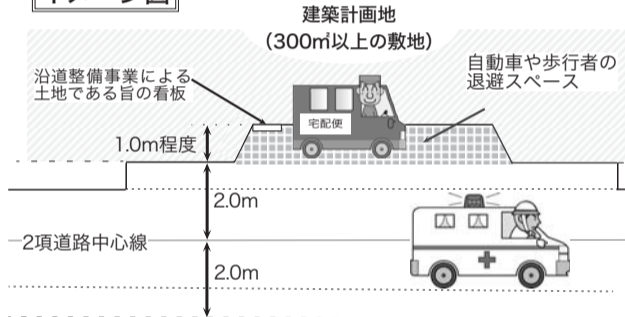
(注2) すみ切り…6m未満の道路が交わる角敷地の「すみ」には門や塀を造らず、道路状に整備することが必要です(東京都建築安全条例第2条)。



### 細街路沿道整備事業

現在、建築物の建て替えの際、道路中心から2m後退していただいているが、300㎡以上の敷地に建築物を建てる場合、道路の交通を円滑にするため、細街路の沿道敷地内に自動車・歩行者の退避スペースの設置をお願いしています。

#### イメージ図



## 大雨にご注意ください

### ●土のうのご利用を

水害に備えるため、緊急時に利用できる土のうを配布しています。明治通りの東側にお住まいの方は、東部道路公園事務所(市谷仲之町2-42) ☎(5361)2451へ、西側にお住まいの方は、西部道路公園事務所(下落合1-9-8) ☎(3364)2421へお申し込みの上、取りに来てください。

### ●河川の警報サイレン

区内24か所に、警報サイレンを設置しています。河川の水位が警戒水位に達するとサイレンが鳴りますので、ご注意ください。19年度から、新たな水位警報局(水車橋局)を中井1丁目に設置し、警報サイレンを落合第五小学校・落合公園に設置しました。

### ●新宿区のお天気・河川の水位情報等

集中豪雨や台風の際の情報収集にお役立てください。インターネットや携帯端末でご覧いただけます。携帯端末は、NTTドコモ・au(KDDI)

・ソフトバンクでホームページが閲覧できるサービス(i-mode、EZweb等)を契約している場合にご利用いただけます。下記の携帯電話用アドレスを入力していただくか、右図の二次元コードを読み取ってください。



二次元コード

【情報提供内容】新宿区の天気概況、注意報・警報、台風情報、地震情報、天気予報、週間予報、レーダー、アメダスのほか、区内で観測している雨量情報6地点、河川水位情報

【インターネットアドレス】<http://micos-sa.jwa.or.jp/metro/sinjuku-ku/>

【携帯電話用アドレス】<http://micos-sb005.on.arena.ne.jp/snjk/mobile/index.php>

【問合せ】土木課施設管理係(本庁舎7階) ☎(5273)3914へ。

## スポーツ

### ◎チャリティーダンスパーティー

【日時】5月27日(日)午後1時30分～4時30分

【対象】区内在住・在勤の方と区連盟に登録している方、100名

【費用】1,000円

【会場・申込み】当日直接、新宿コズミックセンター(大久保3-1-2)へ。先着順。

【主催・問合せ】区アマチュアダンス協会・今泉 ☎(5348)2951へ。

### ◎ソフトテニス初級・中級者講習会

【日時】6月9日(土)午前9時～午後5時(予備日は6月30日(土))

【会場】西落合公園庭球場(西落合2-19)

【対象】区内在住・在勤の高校生以上の方と区連盟に登録している方、50名

【費用】500円

【主催・問合せ】電話で5月30日(木)までに区ソフトテニス連盟・美頭 ☎(3208)2444へ。

### ◎区民ダブルス卓球大会

【日時】7月29日(日)午前9時から

【会場】新宿コズミックセンター(大久保3-1-2)

【対象】区内在住・在勤の方と、区連盟に登録しているチーム・個人

【競技種目】男子・女子・混合の各ダブルス

【費用】1組1,600円  
【主催・問合せ】区卓球連盟事務局(国際卓球(株)内) ☎(3205)1601へ。

## 施設

### ◎区立漱石公園の休園

リニューアル整備工事を行います。

【休園期間】5月下旬～20年2月上旬

【問合せ】道とみどりの課設計係(本庁舎7階) ☎(5273)3889へ。

### ◎ウィズ新宿の一部休館

改修工事を行います。

【休館期間】6月1日(金)～19日(火)

◎休館期間中利用可…予約図書等の貸し出し・返却、女性総合相談

※6月2日(土)～6日(水)は特別図書整理のため図書の貸し出しはできません。返却は返却ポストをご利用ください。

◎休館期間中利用不可…図書等の閲覧、会議室・交流コーナー・ワーク室

【問合せ】ウィズ新宿(男女共同参画推進センター) ☎(3341)0801へ。

### ◎エコギャラリー新宿(環境学習情報センター・区民ギャラリー)の休館

耐震補強工事を行います。

【休館期間】11月19日(月)～20年3月31日(月)

◎休館期間中の施設利用申請受

け付けは次のとおり行います。  
【日時】12月1日(土)～20年3月31日(月)午前10時～午後8時(毎月第4月曜日、年末年始を除く)

【会場】環境学習情報センター仮施設事務室(本塩町2、旧四谷第三小学校2階)。仮施設は貸し出しはしません。

【問合せ】エコギャラリー新宿 ☎(3348)6277へ。仮施設事務室の電話番号も同じです。

## しんじゅく情報局

### ◎自動車税

納期限は5月31日(木)です。金融機関、郵便局、都税事務所、コンビニエンスストアで納めてください。ペイジーマークの付いている金融機関、郵便局のATMもご利用いただけます。

【問合せ】東京都都税総合事務センター ☎(5985)7811～2へ。

### ◎いじめ・虐待ストップ!

キャンペーン公開相談会

【日時】5月22日(火)午後3時～5時

【内容】事前に会場で記入していただいた相談内容に、ボランティア団体代表ほかスタッフがカウンセラー役となり回答

【費用】入場カンパ券1,000円(任意)

【会場・申込み】当日直接、新宿ゴールデン街劇場(歌舞伎町1-1-7、マルハビル1階)へ。

【問合せ】サークル・ダルメシアン事務局 ☎(3905)1678へ。